

岡谷市では安全・安心のまちづくりを進めるために、

建築線^{※1}となっている狭あい道路を4mの幅に拡幅する道路後退整備事業を行っています。

狭あい道路には様々な問題が・・・

◎敷地に接する道路が狭いままだと、日常生活や非常時における様々な問題が起こります。

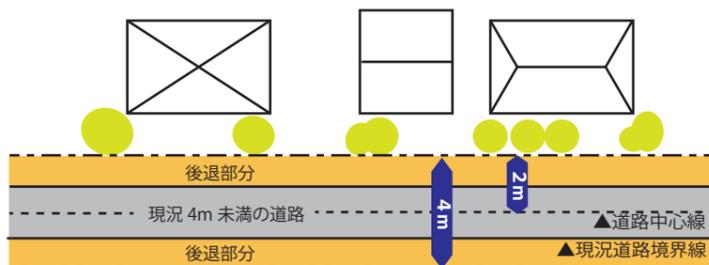
- ◎救急車や消防車が入りにくい
- ◎火災時に延焼しやすい
- ◎歩きにくく、自転車も走りにくい
- ◎介護・福祉車両も入りにくく日常生活の障害になる
- ◎災害時の避難に支障がある
- ◎日当たりや風通しが悪い
- ◎見通しが悪く防犯上の問題も



道路を広げるためには、みなさんの協力が必要です。

◎建築基準法では、建築物の新築・増築等を行う際に、敷地が4m未満の道路に接する場合は、道路の中心から2m後退したところを敷地境界とします（建築基準法第42条第2項）。後退部分にある構造物や植栽などは原則として全て撤去しなければなりません。

◎道路後退整備事業では、道路後退が必要な場合に、その部分を市道として整備することで狭あい道路の拡幅を進めています。この積み重ねにより、安全・安心なまちづくりの推進を目指しています。



※1 建築線とは建物を建築できる道路のことを示しています。

本事業は、毎年着実に実績をあげ、安全・安心のまちづくりに貢献しています。

◎H21年度～H27年度の整備実績は以下の通りです。

これまでに多くの方にご理解・ご協力を頂き、狭あい道路の整備を進めてきました。



道路後退整備事業によって拡幅された道路の一例。
写真左側の敷地に住宅を新築する際に、道路後退が必要になったため、後退部分にかかる生垣を撤去し、舗装をしたことで、車両が通行しやすくなりました。また、見通しのよい明るい道路に生まれ変わりました。

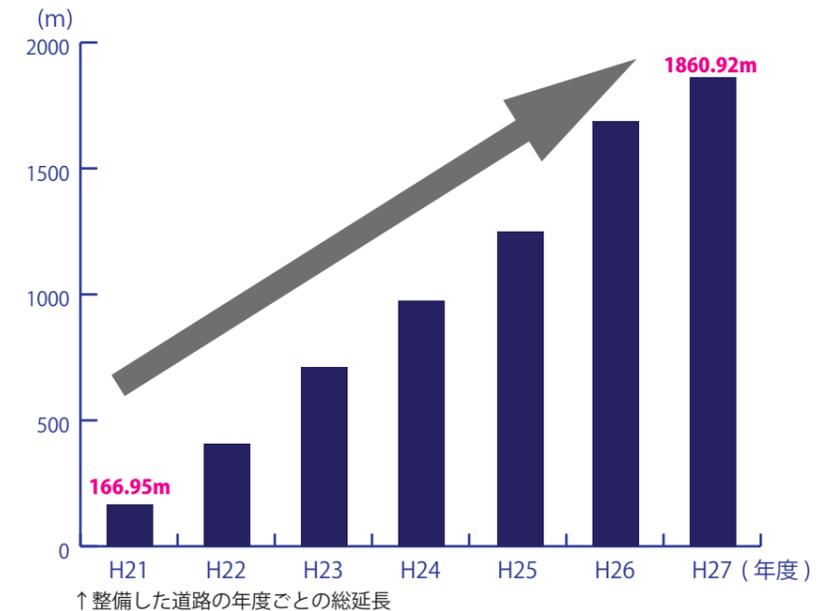


After 道路が広がったことで、車両が通りやすくなり、開放感のある明るい道路に整備されました。



◎整備した道路は毎年着実にその延長を伸ばしています。

岡谷市では、平成21年度より国の補助制度を利用し、積極的に狭あい道路の整備を行っています。



土地所有者と岡谷市が協議し、後退用地を寄付又は廉価での有償譲渡の承諾をいただける場合、下記の内容で道路を整備し、市道として維持管理を行います。

道路後退用地内に門、塀などの除却対象物件があり、その撤去を行う場合、市が算出した額の1/2かつ20万円を限度にその費用を助成します。

道路後退用地の測量、分筆登記に要する費用は岡谷市が負担します。

注意事項

- ◎対象物件：門、塀、フェンス、生垣、植栽その他類するもの。
- ◎岡谷市補助金等交付規則に基づき申請を行っていただきます。
- ◎門、塀等撤去前の申請が必要です。工事途中及び撤去後の申請受付はできませんのでご了承ください。
- ◎申請した年度内に工事を完了させてください。

●詳しくは裏面をご覧ください。